

報告第18号

市長専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年9月3日提出

渋川市長 高木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和2年7月12日午前9時ごろ、渋川市渋川2555番地2渋川市立渋川中学校において、野球部活動で顧問教師指導の下、生徒がバッティング練習を実施した際、打球が防球ネットを越え、道路を挟んで東側に隣接する■

■ (所有者 ■)

■ 氏) 202号室の窓に当たり窓ガラスを破損させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和2年8月17日

渋川市長 高木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高木 勉

乙 ■ ■

(1) 甲は乙に対し、窓ガラス修理費11,726円を支払う。

(2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

11,726円